

## 行政不服審査法の改正概要

国民が行政の行った処分（行政処分）に不服がある場合にとれる法的手段としては大きく次の2つがあります。一つは、訴訟を提起する方法、もう一つは行政不服審査法に基づいて処分庁等に対して不服を申し立てる方法（不服申立て）です。

この行政不服審査制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡充の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査制度とは

公権力の行使により、国民に対し直接具体的な法的効果を及ぼすもの、いわゆる「行政処分」に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続です。

審査の手数料は、無料で簡易迅速な手続により国民の権利利益を救済するものです。

### I 「審理員」による審理手続の導入

現行の法律では、不服申立ての審理を行う者について定めがなく、行政処分に関与する者が審理を行うこととなります。このため、改正後の制度では、審査庁の職員のうち行政処分に関与していない者が、不服申立人と処分庁の両者の主張を公正に審理するものです。

### II 第三者機関への諮問手続の導入

第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより裁決の公正性の向上を図るため、審査庁が不服申立てに対する裁決を行う際には、第三者機関（諮問機関）により審査を行うものです。

### III 審理手続における審査請求人の権利拡大

証拠書類の閲覧に加え、謄写（コピー）も可能になります。また、口頭意見陳述の際に、処分庁へ質問を行うことができます。

### IV 不服申立手続の一元化

現行制度では、上級行政庁がない場合、処分庁に「異議申立て」を行うこととなりま

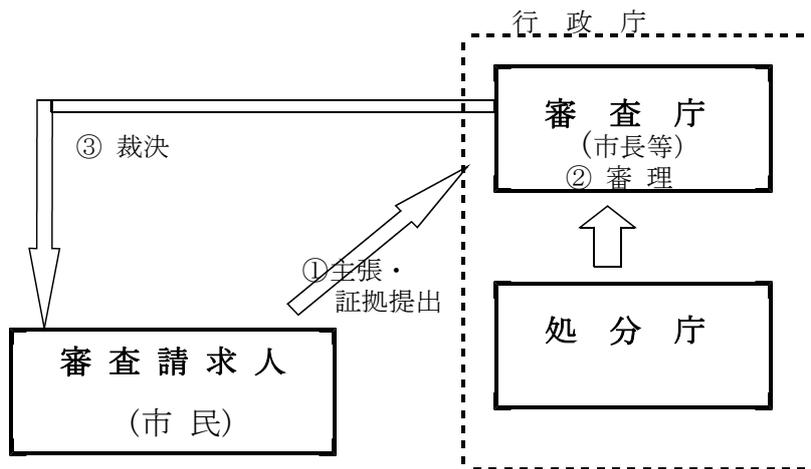
すが、「異議申立て」の手續は廃止され、「審査請求」に一元化されます。

## V 審査請求することができる期間

現行、「60日」が「3か月」に延長されます。

### ◆参考：審査請求フロー図

#### 《現行制度》



#### 《改正後》

